

島根県介護助手導入支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、介護現場における身体介護等の専門的な業務以外の周辺業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の導入を支援するため、島根県介護助手導入支援事業費補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法に基づくサービスを行う事業をいう。
- 2 この要綱において、「介護サービス事業所」とは、介護サービス事業を提供する事業所をいう。
- 3 この要綱において、「OJT研修」とは、指導者の指導の下、業務の遂行過程における実務を通じた実践的な技能及び知識の習得に係る研修をいう。

（補助対象者）

第3条 本事業の補助対象者は、介護サービス事業所の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者で、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」の宣言を行っているものとする。

（補助対象事業）

- 第4条 補助金の対象となる事業は、新たに介護助手を有期雇用し、介護助手として業務を行うために必要なOJT研修を実施する事業とし、次の各号に掲げる雇用等条件をいずれも満たすものとする。
- （1）今回新たに雇用された者であること（補助対象者が運営する介護サービス事業所等において、補助対象事業の実施のために配置転換等をされた者でないこと）。
- （2）OJT研修期間中において、介護助手を法令上必要な人員配置基準に算入していないこと。
- （3）介護助手が従事する業務は、専ら介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、ベッドメイク、シーツ交換、利用者の話し相手等）とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識を必要とする業務には、従事させないこと。
- （4）補助対象者は、介護助手と直接雇用契約を結び、労働関係各法に基づき適正な雇用管理を行うこと（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づくシルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）から介護助手の派遣を受ける場合を除く。）。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、OJT研修期間中（3か月間以内）の介護助手の人件費（シルバー人材センターから介護助手の派遣を受ける場合は、当該派遣費用）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）に2分の1を乗じて得た額（千円に満たない端数は切り捨てる。）とし、介護助手1名当たり10万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を島根県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前項の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（交付の条件）

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- （2）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- （3）補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （5）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日（第9条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（指導監督）

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めるこ

とがある。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （１）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （２）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （３）正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- （４）補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- （５）補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- （６）その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和7年8月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。